

## 令和元年度 県立東稜高等学校 部活動に係る活動方針

### 1 本校の部活動

運動系：テニス、バスケットボール、ハンドボール、バレーボール、バドミントン、サッカー、空手道、野球、弓道、陸上競技、水泳、卓球、剣道、ラグビー  
文化系：パソコン、ESS、演劇、吹奏楽、合唱、生物、物理、化学、放送、写真、美術、書道、JRC、茶道、華道、(数学研究同好会)

### 2 目標

- (1) 生徒の自主的・自発的な参加、他者と協調、協力する活動をとおして、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- (2) 部員同士が同じ目標に向かって取り組む経験をとおして、生徒同士、教師と生徒の豊かな人間関係を築くとともに、自己肯定感を高める等、心身の健全な育成を図る。
- (3) 運動部活動においては、スポーツの楽しさや喜びを味わうことで、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するとともに体力の向上や健康の増進を図る。
- (4) 文化部活動においては、芸術文化の他、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動で楽しさや喜びを味わうことで、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむための感性や、創造性を養う。

### 3 活動日、活動時間

#### (1) 活動日

- ア 1週間の活動日は、5日以内とする。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期試験の1週間前からは、活動を中止とする。ただし、考査終了日より2週間以内に県内の公式大会がある場合は、校長の許可を得て授業終了後1時間程度の活動を行うことができる。また、考査期間にあって、考査終了日より1週間以内に同様の大会がある場合も、校長の許可を得て考査終了後1時間程度の活動を行うことができる。ただし、日曜日及び祭日の活動はできない。
- ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。ただし、閉庁期間の最後の日から3日以内に公式大会が行われる場合は、校長の許可を得て3時間を限度として必要最小限の日数活動を行うことができる。

#### (2) 活動時間

- ア 平日は長くとも2時間程度、休業日(学期中の週末も含む)は3時間程度とする。なお、朝の活動は行わない。
- イ 完全下校時間を厳守する。練習終了の目安を、完全下校時間の25分前とする。

#### (3) 完全下校時間

平日(4月～9月)	19:30
※1年生については、19:00(4月末日まで)	
平日(10月～3月)	19:00
休業日及び長期休業期間	18:00

#### (4) 共通の休養日

- ア 定期試験前後の一定期間

5月13日～20日（1学期中間考査）	8日間
6月25日～7月5日（1学期期末考査）	10日間
9月24日～10月2日（2学期中間考査）	9日間
11月21日～12月2日（2学期期末考査）	12日間
2月6日～17日（学年末考査）	12日間

イ その他

8月11日～15日（夏季学校閉庁日）	5日間
12月29日～1月3日（冬季学校閉庁日）	6日間

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた活動日・活動時間

ア 休養日

生徒の実態、競技等の特性の観点から、次の部活動については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。  
バスケットボール部、バレーボール部、バドミントン部、野球部、弓道部、陸上競技部、剣道部、ラグビー部、演劇部、吹奏楽部

イ 活動時間

生徒の実態、競技等の特性の観点から、次の部活動については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの活動時間は16時間未満を目安とする。

テニス部、バレーボール部、野球部、演劇部、吹奏楽部、生物部

ウ その他

10月～3月の期間は公式大会の3週間前から30分程度の活動時間の延長と下校時間の変更ができるものとするが、この場合、希望する部活動は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿、校外活動等

練習試合や合宿、校外活動等の実施にあたっては、部活動顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、(合宿においては、合宿内容、合宿日、校外活動においては、活動内容、活動日)、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 大会等への参加

大会等への参加は、高体連、高文連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も部活動顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した大会参加計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。